

神石高原町 こども計画

令和7年度～令和11年度



神石高原町
こども計画は
左のQRコードから
確認いただけます。

令和7年3月
神石高原町

概要版

【1】計画の背景と趣旨

近年、子どもや若者を取り巻く環境は急激に変化しており、教育格差、貧困、いじめ、不登校に加え、若者の自殺、児童虐待やヤングケアラー等深刻な課題に直面しています。さらに、地域間の人口の偏り、グローバルな社会課題をはじめ、デジタル化への対応等が求められる中、次世代を担う子どもや若者に対する支援は、国の最重要課題の一つとされています。

このような背景を受け、国は令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」を設立し、「こども基本法」を施行しました。そして、同年12月には「こども大綱」が策定され、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられています。

本町においても、少子化や若者の流出に伴う人口減少、地域のつながりの希薄化といった課題が顕在化しています。こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の実現につなげていくため、現行の第2期計画に、結婚支援・働き方改革などの「少子化対策」、こどもの生活保障と教育機会の均等化を図る「こどもの貧困対策」及び子どもや若者の育成と支援を全面的に推進するための「こども・若者支援対策」の要素を新たに位置付けた「神石高原町こども計画」を策定します。

本計画は、町民一人一人が「こどもの育ち」を共通の価値として共有し、全てのこども・若者の権利が守られ、健やかに成長、自立できるよう、社会全体で総合的にこども・若者、子育て家庭を支援・応援する環境を整備することを目的に策定するものです。

併せて、計画を推進するにあたっては、本町及び広島県三原市・尾道市・福山市・府中市・竹原市・世羅町と岡山県笠岡市・井原市の7市2町で構成された備後圏域連携協議会において連携を図ることで、広域的な住民サービス向上を進めていきます。

【2】計画の位置付けと期間

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置付けます。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5条に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を含めます。

本計画は、「神石高原町第3次長期総合計画」を上位計画として位置づけ、「神石高原町第2期地域福祉計画」「笑顔でいきいき神石高原プラン(第2次)」「神石高原町障害者プラン」等、こどもやまちづくりに関する関連計画との整合・連携を図り、施策を総合的に推進していきます。

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。



■ 本町における計画の位置付け ■



神石高原町第3次長期総合計画

神石高原町第2期地域福祉計画

神石高原町障害者プラン

神石高原町
第2次男女共同参画推進基本計画

神石高原町教育振興計画

神石高原町第7期障害福祉計画

神石高原町こども計画(本計画)

神石高原町第3期障害児福祉計画

笑顔でいきいき神石高原プラン
(第2次)

連携

備後圏域
“第3期びんご圏域ビジョン”



第4期神石高原町地域福祉活動計画
(神石高原町社会福祉協議会)

【3】計画の対象

妊娠期から概ね30歳未満の全てのこども・若者と子育て家庭とします。なお、施策・事業の内容に応じ、地域住民や関係団体、事業者等を対象に加えるとともに、対象年齢も柔軟に対応します。

また、「こども基本法」において、「『こども』とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても、若者の対象年齢については、概ね30歳未満としますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分しないこととします。

【4】基本理念実現のための基本的な6つの視点

視点1: こども・若者の権利と個性を尊重し、最善の利益を図る

視点2: 当事者の意見を尊重し、対話しながらともに推進する

視点3: ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

視点4: 貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる

視点5: 結婚や子育てに対する希望が実現できるように支援する

視点6: 施策の総合性の確保と関係機関等との連携を重視する

【5】施策体系

【基本理念】	
<p>“こどもまんなか” いのちの根っこを育み、 健やかでたくましい幹への成長を支える 神石高原町</p>	
【基本目標1】 こどもまんなかを進める環境の実現	
基本施策	施策の方針
(1)こども・若者が意見表明できる 機会の充実	ア こども・若者が権利の主体であることの普及・啓発の推進 イ こども・若者が意見を表明できる環境づくりの推進
(2)安心・安全に過ごせる環境の充実	ア こどもや子育てに配慮したまちづくり イ こども・若者を守る環境づくり
(3)多様な遊びや体験、活躍できる 機会づくり	ア 遊びや体験活動の推進 イ 生活習慣の形成・定着、食育の推進 ウ 町の文化・国の文化・異文化理解、国際交流等の推進 エ 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこども・若者への支援 オ 持続可能な開発のための教育(ESD※)の推進 カ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
(4)こども・若者、子育て家庭に やさしい地域づくり	ア 子育てを地域全体で支える体制づくり イ 地域子育て支援・家庭教育支援 ウ 地域での人材の育成・支援
【基本目標2】 安心してこどもを産み育てることができる環境の実現	
基本施策	施策の方針
(5)妊娠・出産から子育てまでの 切れ目のない支援の充実	ア 安心して出産・子育てができる切れ目のない保健・医療の提供、体制の整備 イ 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない相談体制の充実 ウ こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進 エ 母子保健でのデジタル化の推進 オ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実
(6)結婚から子育て、教育等の 経済的負担の軽減	ア 結婚から子育て、教育、定住等に関する経済的負担の軽減
(7)子育てと仕事を両立するための 支援の充実	ア 教育・保育等サービスの充実 イ 保育人材の育成・確保・処遇改善 ウ 特別な配慮を必要とするこどもへの支援 エ 持続可能な保育等環境の整備 オ 職場や地域における子育て支援の環境整備の促進

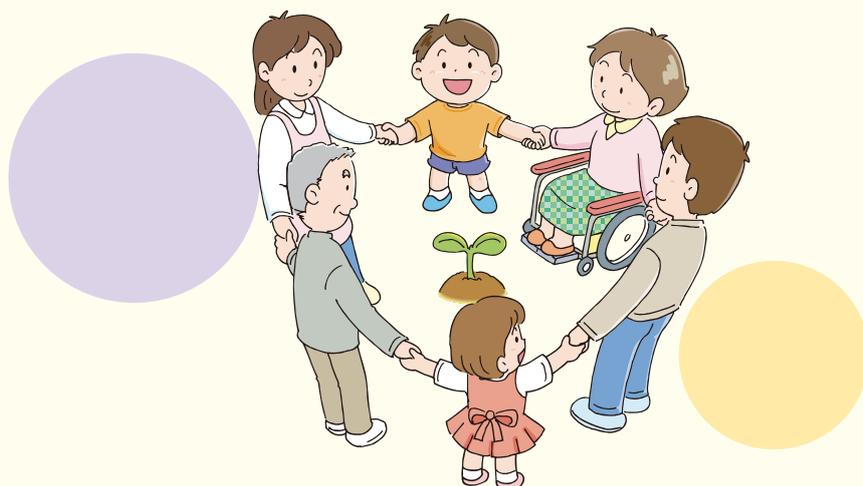
※【ESD】(Education for Sustainable Development)持続可能な開発を実現するために発想し行動できる人材を育成する教育のこと。

【基本目標3】 こどもの成長・若者の自立、社会参加の実現

基本施策	施策の方針
(8)こどもの成長の保障と遊びの充実	ア 地域の身近な場を通じた支援の充実 イ 幼児教育・保育の質の向上 ウ 幼児期から学童期への円滑な接続の推進
(9)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境の充実等	ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実等 イ こども・若者の居場所づくり ウ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報の提供や教育 エ いじめ防止対策 オ 不登校のこどもへの支援
(10)若者のライフデザインを応援する取組	ア 高等教育費の負担軽減 イ 就労支援 ウ 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援 エ 相談支援体制の充実

【基本目標4】 援助を必要とするこども・若者、子育て家庭を支える環境の実現

基本施策	施策の方針
(11)障害児・医療的ケア児等への支援	ア 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことのできる地域づくり イ 障害のあるこども・若者の学びの充実
(12)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	ア こども家庭センターの充実 イ 家庭支援事業の推進
(13)こども・若者の貧困対策	ア 教育の支援 イ 生活の安定に資するための支援 ウ 保護者の就労支援、経済的支援
(14)ひとり親家庭への支援	ア ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援 イ 親子交流・養育費の確保



[6] 基本目標

基本目標1 こどもまんなかを進める環境の実現

- ① こども・若者、保護者、支援者、地域が、こども・若者の権利や人権に関する理解を深めるための啓発を行います。
- ② こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを推進します。
- ③ 地域の生活環境や道路環境の整備を推進します。
- ④ 事故や犯罪、災害等から守るための環境づくりを推進します。
- ⑤ こども・若者が自主的に活動できる、多様な遊び空間や体験、そして活躍できる場を通して、家族や、ふるさとである本町に対する思いを深め、社会を生き抜く力を育みます。
- ⑥ 地域が一体となってこどもの成長を見守り、子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。



基本目標2 安心してこどもを産み育てることができる環境の実現

- ① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供のほか、相談体制の充実や、こどもの成長や発達、健康に対する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ② 結婚から子育て・教育等に関して経済的負担の軽減を実施するとともに、子育て世帯の定住促進のための各種助成を実施します。
- ③ 子育てと仕事を両立するために、保育所や認定こども園の教育・保育サービスや多様な働き方に対応した保育事業及び放課後児童健全育成事業(学童保育)の充実を図ります。
- ④ ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての啓発を推進します。



基本目標3

こどもの成長・若者の自立、社会参加の実現

- ① こどもの成長、若者の自立、社会参加の人生の各段階に応じ、乳幼児期における幼児教育・保育の質の向上をはじめ、学童期・思春期における安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実に努めます。
- ② こども・若者の居場所づくり、いじめ防止対策、不登校のこどもへの支援等、個々のこども・若者に対応した取組に努めます。
- ③ 青年期においては、就労支援、結婚支援、相談支援等、それぞれのライフスタイルに応じた取組に努めます。



基本目標4

援助を必要とするこども・若者、子育て家庭を支える環境の実現

- ① 障害や発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、その発達や将来の自立、社会参加を支援し、障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めます。
- ② 町のこども家庭センターを核に要保護児童対策地域協議会等関係団体の連携による子育て支援及びDV防止ネットワークの充実を図ります。
- ③ 社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育され、社会的養護経験者が地域社会とのつながりがもてる自立のための支援を実施します。
- ④ ヤングケアラーの問題については、学校をはじめ、地域の関係機関・団体、専門家の連携による状況把握、必要な福祉サービス利用等への支援に努めます。
- ⑤ こども・若者の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。その支援のための対策として、こどもへの「確かな学力」を身につける教育、保護者を含めた生活安定のための生活支援、就労支援、各種制度による経済的支援など、多角的な支援に努めます。
- ⑥ ひとり親家庭に対しては、医療費助成や児童扶養手当等による経済的支援、就労等、自立に関わる支援のほか、親子の交流機会や養育に関する専門的な相談・支援に努めます。



【7】計画の実現に向けて

本計画を進めるためには、住民一人一人の子育てについての関心を高めるとともに、子どもや若者が個々の状況に応じて幸せに生活できるよう支援することが必要です。

本計画では、それぞれの役割分担のもと、共に連携・協力し「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

■ それぞれの主体の役割 ■

家庭

- ①保護者が子どもと向き合い、健やかな育ちを支える

学校、保育所、認定子ども園

- ②こどものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、保育の充実に努める

地域

- ③家庭や行政では十分果たし得ない領域を補い合うなど、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組む

企業・事業所

- ④ライフスタイルに応じた多様な働き方や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ができるような労働環境や職場環境づくり

行政

- ⑤すべての子ども・若者に良質な生育環境を保証し、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な支援を質・量両面にわたり行う

「こどもまんなか社会」の
実現



神石高原町こども計画

発行年月／令和7(2025)年3月

発行／神石高原町 編集／子育て応援課

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠1701番地

TEL:0847-89-3368 FAX:0847-85-3541